

羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

平成30年2月号 vol.40



今年の冬は寒い日が多いですね(>_<) 大濠公園を走るランナーも、雪がちらつく日はぐっと減ってきます。

でも、そんな中を走るのが大好き。普段は周囲のランナーが気になりますが、人が少ない日は格段に集中力が高まります。

瞑想が最近注目されていますが、時間の余裕のない日々、なかなか瞑想の時間を確保できません。走りながら、自分の呼吸や身体の動きに集中してみる、こんなことでも瞑想に近い体験ができるような気がします。

これから確定申告の繁忙期、仕事も走ることも修行僧のように頑張ります！！



”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識

一昨年の秋に話題になったドラマ「逃げるは恥だが役に立つ」、あのドラマの影響もあり、法律上の届出をしていない”事実婚”が注目されているようです。今回は、事実婚における税制や社会保障制度について整理してみました。

”事実婚における税制、社会保障制度には大きな違いがあります”

まず、税制においては、事実婚では法律婚で認められているような税制優遇を受けることができません。

- ・法律婚の場合は、パートナーの収入により所得税、住民税において「配偶者控除」を受けることができますが、事実婚では受けることができません。
- ・相続税で配偶者に認められている大きな税の軽減制度である「配偶者の税額軽減」を、事実婚では受けることができません。

一方、社会保障制度では、内縁関係を証明できれば、法律婚と同様に扱われることが多いようです。

- ・一般企業に勤める事実婚の男女どちらかが専業主婦(夫)になった場合、専業主婦(夫)となった者を第3号被保険者とすることができます。第3号被保険者となった者は、国民年金保険料等の納付が免除されます。

日本ではまだ一般的でない事実婚ですが、夫婦別姓でいられる、家制度から解放されるなどのメリットがあり、多様なライフスタイルが選択される現代では、徐々に増えてくるのかもしれませんが。

「今月の本の紹介」

「靴にすべてを。ナイキを創った男」

(フィル・ナイト 著・東洋経済新報社)

壮絶なビジネスの物語を書き記した一冊でした。ハラハラドキドキ、ときには感動で涙して読んだビジネス書というのも珍しいと思います。

著者が語っているビジネスの精神。”ビジネスとは人間という壮大なドラマの中に身を投じること。単に生きるだけでなく、他人がより充実した人生を送る手助けをするということ。”

大変、心を揺さぶられた言葉でした。

さあ、今年もまだ始まったばかり。真のビジネスをしていこう！！

「気まぐれ簡単レシピ」

<豆腐とキノコの鶏すき鍋>

- ・鳥もも肉250g →砂糖 大3、醤油 大2でもみ絡める
- ・しめじ 1パック
- ・木綿豆腐 150g →3等分にする
- ・みりん 大2、ラー油 小1/2、水 1/4カップ (A)
- ・万能ねぎ →5センチカット

①鍋に油を熱し、しめじと肉を2分程炒める。

②半分火が通ったら木綿豆腐を入れる。

③(A)を注いで5分程煮る。

④万能ねぎを加えて、ひと煮立ちして出来上がり。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所